

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和5年12月20日

世田谷区

1 業務委託の概要

- (1) 件名 公用車運行業務委託
- (2) 目的 世田谷区が指定する車両により、公務で赴く関係機関等への送迎及びその車両の日常の維持管理を目的とする。
- (3) 委託内容
 - ①委託車両の運行
 - ②委託車両の整備
 - ③委託車両の軽易な補修
 - ④委託車両以外の公用貸出車の運行
 - ⑤緊急対応を要する際の公用車の運行
 - ⑥世田谷区が実施する安全運転を目的とした講習への参加・協力
- (4) 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
※令和7年度及び令和8年度についても、各年度の本事業に係る予算配当があること及び業務の履行が良好であることを条件に、引き続き同じ事業者と年度ごとに随意契約を締結する予定がある。
- (5) 委託対象車両数 13台

2 参加資格

次の要件を満たす法人であること

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録された者で、営業種目「運搬請負」取扱品目及び区分「一般旅客自動車運送事業」又は営業種目「その他の業務委託等」取扱品目及び区分「自動車運転代行」に登録があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと
- (3) 世田谷区契約事務規則に定める入札参加停止又は指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 提案業務又は類似する業務を引き続き3年以上営業していること。

(7) 過去3年間で、官公庁において公用車運行業務の受託実績を有すること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

上記「2参加資格」を有する者であって、参加表明書提出期限までに参加表明書及び同時に添付すべき書類を提出した者。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 経営状況に対する評価基準

- ①賠償責任能力
- ②業務実績
- ③社会的責任

(2) 企画提案に対する評価基準

- ①業務に対する取り組み姿勢
- ②車両運行の管理
- ③組織管理
- ④緊急時の体制
- ⑤提案内容の妥当性
- ⑥資料調整能力
- ⑦費用対効果
- ⑧ヒアリング

5 手続等

(1) 担当部課

世田谷区財務部経理課車両係

所在地：154-8504 世田谷区世田谷 4-22-35（第二庁舎地下一階）

担当者：中嶋・河原崎

電話：03（5432）2156（直通）

FAX：03（5432）3060

Eメール：sea01203@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の閲覧期間、場所及び取得の方法

①期間 令和5年12月20日（水）～令和6年1月9日（火）16時まで

②場所 世田谷区ホームページ ホーム>事業者の方へ>各種申請・契約・入札>公用車運行業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について
<https://www.city.setagaya.lg.jp/jigyosha/001/d00207426.html>

③取得方法 上記、世田谷区ホームページからダウンロードする。

(3) 参加表明書及びその添付書類の提出期限、提出場所及び方法

- ① 期 限 令和6年1月9日（火）16時必着
 - ② 場 所 上記「(1) 担当部課」に同じ
 - ③ 方 法 直接持参又は郵送（書留郵便に限る）による。
- (4) 提案書等の提出期限、場所及び方法
- ① 期 限 令和6年2月9日（金）16時必着
 - ② 場 所 上記「(1) 担当部課」に同じ
 - ③ 方 法 直接持参又は郵送（書留郵便に限る）による。

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無し
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 「5 (1)」に同じ
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 本案件は、提案限度額を40,562,720円（消費税（10%で計算）含む。時間外手当平日378時間分、土日祝祭日290時間分を含む）としております。区との契約では予定価格2,000万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となります。詳細は別紙をご確認ください。
- (8) 本件は、令和6年度予算の配当を条件として契約を締結する。
また、令和7年度、8年度について、本事業の予算配当がなされること、及び前年度の履行実績が良好である事を条件に、単年度ごとに随意契約をする予定がある。
- (9) 詳細は説明書による。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



**工事請負契約の
技能労働者の場合**

**東京都の公共工事設計労務単
価の職種ごとの85%相当額**
(各職種の金額は裏面をご覧ください)

**工事以外の契約の
労働者の場合**
(不動産、賃貸借を除く)

1時間あたり **1,230円**

労働報酬下限額とは...

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき、告示します。労働者は、事業者(下請負者含む)のもとで、労働報酬下限額が適用になる契約案件()の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

予定価格が3千万円以上の工事請負契約及び予定価格が2千万円以上の工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)又は指定管理者協定

世田谷区公契約条例とは...

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約()において契約事業者配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所第一庁舎4階46番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,837円	潜かん世話役	4,240円	型わく工	2,922円
普通作業員	2,540円	さく岩工	3,613円	大工	2,933円
軽作業員	1,785円	トンネル特殊工	3,294円	左官	3,135円
造園工	2,529円	トンネル作業員	2,859円	配管工	2,731円
法面工	3,220円	トンネル世話役	3,879円	はつり工	2,901円
とび工	3,177円	橋りょう特殊工	3,347円	防水工	3,485円
石工	3,145円	橋りょう塗装工	3,326円	板金工	3,262円
ブロック工	2,933円	橋りょう世話役	3,921円	サッシ工	3,082円
電工	3,060円	土木一般世話役	3,071円	内装工	3,167円
鉄筋工	3,082円	高級船員	3,549円	ガラス工	3,050円
鉄骨工	2,816円	普通船員	2,816円	ダクト工	2,752円
塗装工	3,326円	潜水士	4,814円	保温工	2,667円
溶接工	3,443円	潜水連絡員	3,496円	設備機械工	2,699円
運転手(特殊)	2,944円	潜水送気員	3,400円	交通誘導員A	1,902円
運転手(一般)	2,380円	山林砂防工	3,082円	交通誘導員B	1,647円
潜かん工	3,411円	軌道工	5,536円	上記以外の職種	1,230円

上記の金額は熟練労働者に適用されます。

上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,470円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和5年3月14日告示によるものです。

適用対象は令和5年4月1日以後に締結する契約(上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く)です。